

近代の甲府城址における公園化の背景と経緯

Background and Circumstances of Modern Conversion of Kofu Castle Site to a Park

野中 勝利*

Katsutoshi NONAKA

Abstract: The aim of this research is to elucidate the background and circumstances of the conversion of the Kofu Castle site to a park in modern times. In 1873 a decision was made to retain Kofu Castle for military use, and it was transferred to the jurisdiction of the War Ministry. Yamanashi Prefecture requested multiple times that the government sell off the site, and finally plans to hold an exposition provided an opportunity whereby the government leased the site and a park was built on it. In 1917 the site was sold by the government to the prefecture. Subsequent moves by Yamanashi Prefecture to build public facilities, fill in the moat, and turn the site into a park were intended more to make the land suitable for public works than to preserve the castle ruins. In contrast, the people of Kofu and the Kofu City Council advocated for preservation of the ruins. Yamanashi Prefecture was not regarded as a historic site the ruins of a castle.

Keywords: *Kofu, ruins of castle, park, modernization*

キーワード：甲府，城址，公園，近代化

1. 研究の背景と目的

わが国では近世城下町を基盤として形成された都市が多く、ほとんどの城址には公園がある。城址公園は地方中核都市において中央公園として極めて有利な条件を持つことが指摘されている¹⁾。

既に1932年の論考で「城址を如何に利用せんかの問題が起つた時、先づ吾人の考へに浮ぶ事は公園の設置である²⁾と指摘されている。また小葉田亨は1934年夏現在の全国の城址本丸の土地利用について「旧城下町城址現景相一覧表」を作成し、「公園は市街内にあって、その目的に近く、特に是が歴史的意味と大樹木の被覆景よりして、少なくとも城址中央部の最終景たり得る」としている³⁾。

公園史の研究では、太政官布告による公園制度について、その意義や目的を分析している研究⁴⁾、近代的土地利用制度への移行期である一連の地租改正事業に位置づけている研究⁵⁾のほか、社寺領上知令や地租改正を背景として太政官布告の性格を明らかにした研究⁶⁾はあるが、特に城址公園の位置づけについての言及はない。一方、網羅的な歴史的公園を整理した成果⁷⁾、長野県内の公園設立の展開⁸⁾や城址公園の環境整備の事業プロセスを明らかにした研究⁹⁾などがあり、公園創設における当時の社会背景などの個別的な解明が少しずつ積み上げられている。

公園の太政官布告と城址の公園化に関係については、布告の概念あるいは布告の対象に城址公園を位置づけている研究¹⁰⁾がある。一方、城址の公園化は発想されていなかったという指摘¹¹⁾がある。しかしここでは1873年の政府による城郭の存廃に伴う具体的な検討経過は示されていない。そのうち「廃城」となった城址の公園化による城址公園の誕生に関する背景と経緯を分析した研究がある¹²⁾。ここでは、政府には太政官布告による公園と城郭の存廃とを一体的に捉える意向はなく、城址公園は地域の発意として城址の保存を目的としていたことが明らかにされ、その後、「廃城」の城址の公園化が各地に広まった、という指摘がある。

「存城」となった城址は陸軍省の所管になったが、すべての「存

城」を軍用地にしたわけではなかった。そこで政府は現に軍用地として利用していた城址を除いて払い下げることにした。すなわち1890年2月15日に不用城郭の払い下げを、陸軍省の請議によって閣議決定した¹³⁾。そこでは国防上不用に属する城郭を、旧藩主が払い受けを志願するか、あるいは散在地のうち官庁が払い受けを企望する時は、相当の代価で払い渡すことが示された。

多くの都市では実際に旧藩主が払い下げを受けた。たとえば盛岡城址では南部家、岡山城址では池田家がそれぞれ払い受けた。その後、盛岡城址では岩手県が貸与を受けて公園を開設するなど、多くは公共性のある土地利用となった。この旧藩主による払い受けの経緯については、会津若松城址が松平家に払い下げられた経緯を明らかにした研究¹⁴⁾や、鳥取城址が池田家に払い下げられ、その後の公園になった経緯を明らかにした研究¹⁵⁾がある。

一方、「存城」のうち払い下げが可能な城址でも、払い下げの対象となる適当な旧藩主がいない場合があった。それは幕藩体制下で幕府直轄地だった静岡や甲府などである。静岡では1890年に静岡市が払い下げを受けたが、1896年には軍用地として献納し、1945年まで兵営として使用された。甲府では1904年から城址が県営の公園になった。

本稿ではこの甲府城址を対象として公園化に至る背景や経緯、公園としての実態について分析する。積極的に城址を公園にしようとしていたのか、城址の保存と公園化はどのような関係にあったのかを、甲府を事例として明らかにする。

研究にあたっては山梨県会と甲府市会の議事録、決議録等の当時の記録について、それぞれ山梨県議会議事事務局、甲府市議会議事事務局において確認し、基礎資料とした。ただしいずれも該当する全ての年の記録が保存されていない。特に甲府市会の記録は断片的だったため、『甲府市会誌』（1900年）、『甲府市制四十年記念誌』（1928年）などを補完資料とした。このほか当時の地元紙や案内書などを参照し、資料とした。

*筑波大学芸術系

2. 明治中期までの城址を取り巻く状況

藩政期の甲斐国は幕府直轄地となり甲府城は甲府勤番の支配下におかれた。本丸に天守台があり(図-1)、天守の立地可能性は指摘されている。しかしその存在を立証する根拠がないことから、天守は建てられなかったとみられる。

1873年1月には内城が「存城」となり、継続して陸軍省の管理になった。1874年には陸軍中尉の関定輝らが城址の測量に来た際、陸軍の営所としては地形が不相当であり、県に買い上げの打診があった。一方では政府から県に公園設立の照会があった。

そこで1875年に藤村県令は、県内に公園の適地がなく、この甲府城址が適当であるとして、公園開設のため城址を借用したいと、陸軍省に照会した。公園の開設にあたっては、「古跡ノ風致」を損なわないこと、政府が必要になったらいつでも返上することを条件として、城郭建築のうち朽腐の建物は払い下げ、修繕できる建物は残し、樹木も枯枝腐木などの風致を損なうものは伐採するほか、器械雛形陳列所、書籍館、博覧場、植物園、動物園などの具体的な施設整備も挙げているが¹⁶⁾、実現はされなかった。

その後城の取り壊しが進み、1876年7月には矢倉の取り壊しにかかり¹⁷⁾、1877年前後には城内の主要な建物は破却された。城址には、県が政府から土地を借りて、勸業試験場や葡萄酒醸造所などが置かれた¹⁸⁾(図-2)。いずれも洋風建築だった。

1880年6月、天皇は巡幸に際し山梨県を訪れた。19日に甲府に入り、師範学校を行在所とした。20日に県庁や静岡裁判所甲府支庁を訪れ、21日には城址の勸業試験場を参観の後、天守台にのぼり、甲府市街などを展望した¹⁹⁾。この天守台にはあらかじめ「古式の檜皮葺榭舎」を設け²⁰⁾、天皇はここで休憩した。城址は近代国家の体制を可視化する場となった。

このように甲府城址は「存城」となったが軍用地にはならなかった。県令は測量に来た陸軍省担当者の発言と、政府からの公園設立の照会とをあわせ、城址の公園化を申し出た。購入ではなく借用とすることで認可の障壁を低くした。ただし公園化の内容は、「古跡の風致」の維持を挙げているが、陳列所や博覧場などの近代化に伴う公共施設の立地場所として想定し、実際に勸業試験場などを整備した。申し出た時期には既に「廢城」となった城址の公園が各地で開設されていたが、それに相応するような公衆の利用に供する城地の保存ではなかった。その後も県は、後述する県会での県当局者からの説明にあるように払い下げの希望を非公式に政府に再三申し出ていたという。

3. 甲府駅の立地に伴う城址をめぐる議論

山梨県の政財界の働きかけもあり、中央線の鉄道敷設が決まり、1896年に着工された。甲府停車場(駅)の位置については、甲府市会でも同年8月から9月にかけて様々な候補地を挙げて多く議論された。9月1日、最終的には「市ノ西北部ニ於テ現今市街ノ中心点ニ接近シタル土地ニセラレンコトヲ望ム」と議決し、その意見書を県知事あてに提出した²¹⁾。

甲府駅は城址北部に立地することになった。市会が先に提出した意見書で希望した市街西北ではあったが、城址の一角を崩して整地することになる。そのため関係筋にその善処を求めるため、8名の議員の連名により市会の開会請求が出された。1897年2月19日に市会が開かれ、審議された²²⁾。主旨は、甲府駅が予定される位置は、城址の一部を毀損することになるため、「本市ノ故跡及風致保存」の意見書を提出することだった。それに対し、県民が長年、鉄道敷設を希望していたこと、さらに甲府市の希望通りの地域に駅が立地すること、鉄道局が調査測量を進め、その結果として陸軍省の許可を得て城址の一部に駅の設置が決まったこと、そのため既に意見を提出する時機を逸していること、逆に甲府市が希望しない、たとえば市街東南あるいは遠方に駅が立地しては

市の不利益になることなどの反対意見が出された。それに対し請求議員は、「故跡及び風致の保存」を全市民が望んでいると主張したが、採決の結果、意見書の提出は否決された。

甲府市会では「城址の保存」に対する意識をもつ議員が一定程度いたことがわかる。当時の市会議員30名のうち8名の連名だった。城址の一部でも毀損されることに対する抵抗はあったが、市会の大勢は城址の保存よりも駅の開設を優先した。

1897年に城址の清水曲輪などが削られて、鉄道敷と甲府駅の整備が進められた(図-3)。

一方、鉄道敷設を契機として、1897年12月の通常県会において、城址の払い下げに関する建議が提出された²³⁾。そこでは「舞鶴城ハ本県ノ一偉観」であり、「歴史上ノ遺物トシテ永ク保存」することが緊要であるとしている。そして「公共的事業ノ用地」として長く保存することを目的としていた。提出者に名を連ねた議員は、舞鶴城を歴史上の記念として保存したいということは「縣民一般の希望」であるとし、別な議員もこの建議が「縣下ノ公論」であるとして、いずれも城址の払い下げは県民の世論であると主張した。また城址の一部を「破壊」して鉄道敷設が決まったことから、陸軍省においては、もはや甲府城址を「城塞」として保持することを諦めたからだと指摘している。

県会では、いずれ有益な公共的事業に使用することを必要とする等の説明があったが、保存するという以外に具体的な明確な利用方針は示されていない。城址の一部を壊して駅を整備することに対しては表立って県会では異論が出なかったにもかかわらず、城址の保存を主張し、一方では公共事業用地の確保を謳っていた。

それに対し県当局者からは、これまでも払い下げを希望し、知事が上京する際には内務省や陸軍省にその旨伝えているが難しい状況であり、せつかくの建議でも尽力の余地がないと、消極的な説明があった。議員の多くは建議に賛同し、翌日への審議持ち越しの意見も否決され、建議書の主意に依り建議することが決まった。その後の議論の結果、全会一致で、建議書を提出することが決まった。そして12月28日付で、県会議長から内務大臣宛の建議と山梨県知事宛で舞鶴城払い下げの具申書を提出した²⁴⁾。

一方、甲府市では、尋常高等小学校が手狭になったことから、新築する適地を探していた。1897年にその敷地とするため、鉄道用地を除く「甲府旧城址並周囲壕渠共」を陸軍省に払い下げの出願をしていた。その時期は城址保存の意見書提出を否決した後、県会の払い下げ建議よりも前であった。県会での建議の議論の中でもこの甲府市の働きかけにも言及されていることから、甲府市の動きに対抗して県会の建議が提出されたことは否めない。甲府市の出願に対しては、政府からは何らの指令がなかった。そのため甲府市は城址をあきらめ、県有地の払い下げに方針を転換し、1897年8月に「官有地払下出願」を議決し²⁵⁾、陸軍省への出願を取り消した。

その後、追手御門のあった内側の旧曲輪を整地して、1900年4月に県立甲府中学校が建設された(図-4)。経緯は判然としないが、県は城址の一部を公共施設の用地にすることに成功している。

城址の一部を壊して駅を開設することに、市会では一部の反対意見もあったが、県、市ともに受け入れた。その一方で県会と市はそれぞれに城址の払い下げを申し出ていたが、公共事業の用地を目的とし、いずれも「公園」化については言及していなかった。

4. 一府九県連合共進会の会場としての借用と公園化

中央線の鉄道開通を控え、県知事は、1903年11月臨時県会で、翌年秋に甲府駅に近接する城址で一府九県連合共進会を開催するための勸業費を含む追加予算案を提出した²⁶⁾。

総額約10万円のうち、1903年度分は約1万円、その用途は主に道路、橋梁、排水路などの整備である。1903年度分には建設費

と共進会の開催費用があり、その中には敷地の買入れ費用として約1万4千円も含まれていた。議会では共進会の開催に対し賛否両論あり、甲府市から2万円の寄付を受けることも条件として最終的には採決により予算案は可決した。

後の県会における県当局者の説明から、政府との交渉経過は以下の通りであった²⁷⁾。1903年8月23日付で、山梨県知事から内務省、陸軍省、司法省の三大臣に対し、甲府城址の譲与願書、10月に上申書を差し出し、許可を得た。その過程では譲与の特段の理由がないことから、差し当たって無償貸与による利用にして、翌年開催予定の府県連合共進会の敷地とする。共進会の本館を県の物産陳列館に転用するなどして特売で払い下げまで、県の公園として使用することが特別に許可されたということである。ただし実質的な公園設置に関して内務省に願い出ると、二年半の貸与期間であるから公園設置は認められないとされた。それに対し、有期限の借り受けであるが、共進会の開催とともに払い下げを受けるからなどと説明し、舞鶴城公園の開園の許可を得ていた。このように県は政府との協議の末、共進会の会場として城址を利用し、当面は借用のまま公園化することに成功した。

続けて開催された1903年通常県会では、翌1904年度の予算審議がされ、共進会開催にかかる費用はそのまま決議された。あわせてこの県会で1904年4月1日から舞鶴城址を県公園として管理する「公園設置ノ議」が提出され可決された²⁸⁾。なお正式に主務大臣から県の公園として許可されたのは1904年9月13日である²⁹⁾。地元紙には「舞鶴公園」と命名されたとあるが、県の予算書などでは「舞鶴城公園」とある。「衆庶遊楽ノ地トナスニ至適」として共進会場に充てる土地と濠を含めて公園とした。

この通常県会では、1904年度予算に舞鶴城公園費が計上された。共進会の終了後、年度末までの4ヶ月間の管理費だった。提出された予算案は減額されたものの、初めて百円が予算化された。

1903年11月27日からさっそく県は城址を開放し、「公衆の観覧を自由」にした³⁰⁾。県は公衆利用の既成事実をつくった。

城址が開放されると遊覧者が多く訪れるようになった。甲府市

内にあった県の太田町公園よりも多くの出入りがあった。そのためどこかに便所が欲しい、特に婦人が困っていると地元紙に投書が掲載されている³¹⁾。

共進会の開催を想定すると、濠を渡って城址に入るには県立中学校の通用門につながる橋だけでは不足であり、新たな架橋が必要であった。幅五間で鉄製の欄干の橋が架けられることになった。年度末の1904年3月30日に橋が竣工し、亀遊橋と名づけられた。近世にはなかった箇所には架けられた橋であり、利便性を優先して城址の表玄関とする近代の新たなアプローチ道がつけられた。

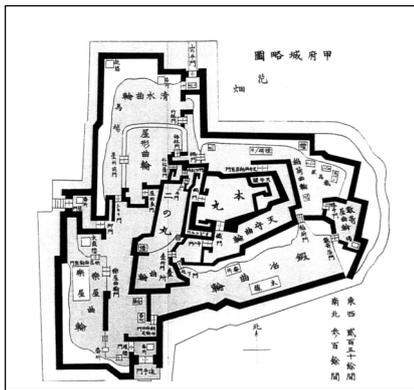
天守台には手すりが設けられた。煉瓦積みの上に石を置き、それに鉄製の柵を取り付け、四隅の鉄柱の頭にはメッキを施し、「頗る見事」な手すりだったという³²⁾。

このように共進会の開催に向けた準備が進められていたが、1904年2月、日露開戦に伴い財政緊縮のため連合共進会の開催は延期となり、城址の払い下げ費用の予算も棚上げとなった。しかし公園については翌年度の予算も一部確保し、公園としての体裁を少しずつ整えることにした³³⁾。

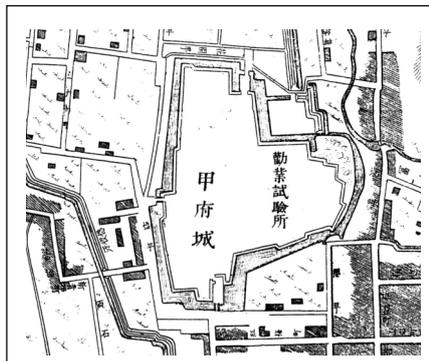
亀遊橋には公園への出入りのための門があり、監視人によって管理されていた。ただ夕刻六時に閉められることがあり、公衆の利用に不便であるとして、県は朝の開門を五時、閉門を八時として指導している³⁴⁾。ただその数日後、開門時間は日の出から日没までと改められた³⁵⁾。

公園として開放されると、城址に対する貸し付け希望者が現れた。県はまだ国からの払い下げの手続きが済んでいないことから臨時利用として露店の立地を認めることにし、使用料の競争入札によって出店を決めることにした。その収入によって公園内の電燈の整備や改修費などに充当しようともくろんだ³⁶⁾。12月まで公園内の飲食店は一軒しかなかった³⁷⁾が、12月9日に西洋酒売店と鮎屋の出願が許可された³⁸⁾。

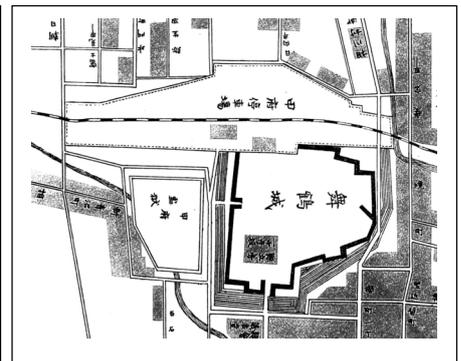
公園になる前の城址は、「狐狸の住家」³⁹⁾「監獄署の囚人のみ出入せる」⁴⁰⁾という状況だったが、公園入口に鉄欄の橋梁が架けられ、天守台に鉄柵が設けられるなど、公園としての体裁が整えら



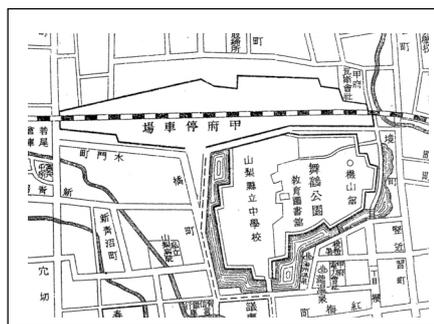
図一 甲府城略図
(土屋操(1915): 甲斐史: 朗月堂書店、付図)



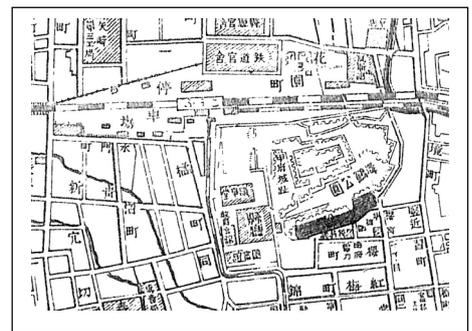
図二 甲府城址(1876)
(山梨県立図書館所蔵、一部)



図三 甲府城址(1903)
(筆者所蔵、一部)



図四 甲府城址(1918)
(1918): 甲府案内: 甲府商業會議所、付図、一部)



図五 甲府城址(1935)
(国立国会図書館所蔵、一部)

れてきた。それでも一步誤れば生命が危ないところが多く、費用をかけてでもできるだけ遊覧人の危険を避けるようにしなければならぬとの投書が地元紙に掲載されている⁴¹⁾。

このように市民の意識や関心も高く、県は公園の利便性を高めて利用を促す一方、快適な公園としての体裁に腐心していた。しかし当時の城址には充分な手入れが行き届かなかった。1904年12月の通常県会からわかる舞鶴城公園の状況は次のようであった⁴²⁾。当時の城址は全体的に松があったが、年々松が枯死し、風致を害していた。その松の手入れとして140円が計上された。ただわずかな予算であり、新たな植樹ではなく、さしあたって70本の害虫駆除に充てるというものであった。また日露戦時中の緊縮財政であることから、非生産的な公園への支出を抑制すべきという意見もあったが、公園は有形無形の県民が受ける非常な利益もあるという意見もあり、公園に対する意識の違いがみられた。

翌年の通常県会での公園費の審議でも城址の管理について、議員から多くの発言があった⁴³⁾。濠の貸し付けでは、自己費用によって濠の泥を浚渫し、掃除をして常に清潔にすることが規定になっていたが、守られていなかった。夏季には臭気が鼻につき、通行人にも悪臭を与えている、公衆の娯楽地として適当でないなどの指摘が相次いだ。

1905年9月に着任した新知事は、11月に開催された通常県会の冒頭演説で共進会の開催を表明した。ただし以前よりも2万円以上も予算額を縮小した計画であった。

しかし県会では、それでも経費節減が必要なこと、県内では凶作だったことなどから、共進会の開催に反対する議員が多かった。12月の県会で、「明治三十九年度ニ於テ開催スベキ共進會ハ縣費多端ノ際ナルヲ以テ、適當ノ時期マデ延長セントス但シ敷地ハ此際購入シ置クコト」という建議が21名の連署で提出された。それに対し県当局者は、政府との一連の交渉過程を説明し、共進会を無期延期にして敷地だけ購入するのは筋が通らないし、それを国は認めないなどと反論した。採決の結果は、起立多数で建議案が成立する事態となった⁴⁴⁾。そして県会は、城址を購入し、共進会は適当な時機まで延期するよう1905年12月26日付で県知事に意見書を提出した⁴⁵⁾。

そのため共進会の経費を盛った勸業費予算案の審議では、全額削除の発議があった。それについて意見の応酬があり、会期最終日でも決着がつかず、本案は審議未了となった。県知事は府県制により内務大臣の指揮を仰ぎ、原案執行ということで共進会の実施を決めた⁴⁶⁾。県当局は、県会による延期の建議を覆してまで、国との約束の履行を優先した。そして県が開催を推進した一府九県連合共進会は、1906年10月1日の開会式から11月10日までの41日間、舞鶴城公園で開催された。また共進会にあわせて、公会堂として利用する洋風建築の機山館が、民間により建てられた(図-4)。

このように県は政府と交渉し、鉄道の開通を契機として、借地ではあるが共進会の開催場所として城址を利用し、あわせて「公園」化に成功した。そして公衆の利用という既成事実を積み上げた。公園になって市民が多く訪れるなど関心も高く、共進会の開催に向けて架橋などが少しずつ整備された。しかし緑地や濠の管理は充分ではなかった。払い下げ費用を含む共進会予算は、共進会の延期により執行できなかった。再び県は共進会を予定したが、県会では共進会の延期と城地の購入が決議された。しかし県は県会の決議を覆し、政府との交渉結果を遵守して共進会を開催した。すなわち公園化と払い下げの条件を整えることを優先した。

5. 共進会后、払い下げまでの公園管理

舞鶴城公園は、共進会后も県が管理していたが、借地のままであり、また予算が少なく、適切な管理がされなかった。払い下げ

を受けるまでの10年間の県会では管理に関する指摘が多かった。

一つは濠の管理である。県は土砂の浚渫や、清潔を保持するために人夫を雇用する予算を計上していた。しかし近隣の住民からは浚渫などを一度も見ることがない、濠は不潔で汚く塵捨て場同然であるなどと指摘され、公園の風致を添えるどころか、かえって趣味を没却していると指摘された。

二つめは樹木や緑地の管理である。議員からは、松の大樹が年々枯死して次第に寂々寥々の感がある、なぜ松が枯れたのかを専門的に研究して欲しいとの指摘があった。県当局者は、松樹の手入れや害虫の駆除とその予防を予算化していると説明があった。また夏になれば草が繁茂する、枯れ木が雲際に聳えるという状況になっていて、市の表玄関として非常に体裁が悪いと発言し、現状を認識していた。少ない予算では草刈りくらいしかできないとも答えている。

三つめは甲府市への管理の移管である。議員からは、他の都市の多くは公園の管理を市が行っている、管理が手に余るようであれば、条件をつけて市に移管してはどうかと再三指摘があった。しかし県は市へ管理を移管する考えはなかった。なお市も管理するための経費支出の関係から躊躇していると報じられた⁴⁷⁾。

議員からは、このような公園の体裁について、次のような厳しい表現で指摘があった。公園としての体をなさないため他府県の人に見せるのは恥ずかしい。甲府市民の立場でも、甲府駅を出ると舞鶴城公園が一面に草茫茫としているのは、市の体面からいっても恥辱である。全国に山梨県の公園くらい荒れ果てた公園はない。このような状態では他県の人に案内を求められると、実に「火ノ出ルヤウナ思ヒ」をする。再三こうした指摘がされた。

県の財政難は慢性的で、またこの時期には県内で水害が続き、その対応のため公園費はなかなか増額できなかった。節減主義の予算案であり、仕事をなるべく十分に励行して実施したい⁴⁸⁾と答弁することが精一杯であった。

そういう状況から、県は1910年度予算案に設計費275円を計上した⁴⁹⁾。これは公園設計に熟練した相当の技術者に、県下の三公園について今後の設計を依頼する経費と説明された。その設計により将来、県の公園として大いに面目を改めたいという意欲が示された。しかし県会では県費多端であることから、この設計費は不要とされ、予算は認められなかった。

県会でのこうした厳しい指摘は明治末年まで続いたが、大正に入ると一転して、好意的な発言が増えた。1914年の通常県会では、かつての城址は城なのか藪なのか、狐が出そうであったが、県が借りて公園にするようになってから少しは良くなったという意見も出た。それでももう少し手を入れて公園らしくして欲しいということは「縣民ノ聲」だという発言もあった⁵⁰⁾。

1915年の通常県会ではさらに肯定的な指摘があった⁵¹⁾。舞鶴城公園については、徐々に整備が進んでいる、近県にもないような公園の体をなし、花が咲く頃では、近隣の村で遊山をして歩くより、はるかこの公園まで来て眺めている方が良い状態であると、好印象を指摘する発言もされた。

この転機は1912年の皇太子の行啓があったことと無縁ではないであろう。1914年の県会で、舞鶴城公園が皇太子の来県にあわせて少しは見られるように整備されたという議員の発言もあった⁵²⁾。詳細な内容は不明であるが、行啓にあわせて城址の公園整備がされたことは容易に結びつく。

なおこの間も、県は政府と城址の払い下げの交渉を継続していた。1910年の県会で県当局者が交渉過程を説明している⁵³⁾。それによると予定価格がおおよそ決まっているが、県ではその減額を希望していた。特に同年の水害への対応もあり、交渉が遅れていた。県としては予算の確保が最大の課題であったことがわかる。

6. 払い下げによる県有地化

1917年4月、城址払い下げ問題が好転した。財政難に苦慮した知事には、内務部長を介して、県会議員であった甲府市の村松甚蔵と折衝を重ね、払い下げ代金を県に寄付させた。それによって県は国から払い下げを受けて城址を県有地にした⁵⁴⁾。村松は実業家で後に衆議院議員にもなった。詩文に長じるなど文化人でもあり、蔵書を一般に公開するなど甲府に多くの貢献をした人物であった⁵⁵⁾。このように県は払い下げの資金を篤志家に頼った。

1917年の県会議事録が保存されていないため、審議の過程を確認することができない。『大正六年山梨縣會決議録』でみると、1917年度の歳入歳出追加予算で臨時部歳入に寄附金の項目があり、「不動産買入代寄附金」として11,622円が計上されている⁵⁶⁾。土地の買入れ代としての指定寄附金だった。

また決議録には「不動産買受ノ件」として城址の払い下げが記され、甲府市橋町十八番の旧甲府城地 37,209.984 坪、予定価格 11,622 円とある。寄附金と同額である。政府との価格協議に応じて同額の寄附金を受け入れていたことがわかる。

このようにして長い間の払い下げの交渉が、一人の篤志家によって救われた。その後も毎年公園費を計上し、公園管理を行った。ただし確認できた 1925 年までの県会での公園費予算の審議では活発な議論はみられず、また一つの質問もなく原案通りに可決されることも多かった。そのためどのような公園としての評価だったのか、どのような整備や管理がなされたのかは県会の審議からは判然としない。

7. 県庁舎の新築に伴う濠の埋め立てをめぐる議論

1926年12月の通常県会で、県は中学校と県庁舎の新築に関する予算案を提出した⁵⁷⁾。

城址にあった甲府中学校は、学級数の増加に伴い手狭になり、また老朽化が進んだことから、移転新築することにした。県庁舎本館は 1874 年建築で老朽化が著しく、また防災上の危険もあった。また郡役所の廃止により職員数が増員され、事務室は狭隘であった。そこで中学校を移転新築し、その跡地に県庁舎と県会議事堂を新築する計画だった。費用は起債や増税に頼らず、県庁舎敷地や元郡役所敷地の売却、濠の一部の売却、その他寄附金などで捻出する、1926 年度からの三ヶ年の特別会計だった。形式上、県庁舎と中学校の建築は別な会計で、濠の売却費は中学校の建設費に組み込まれていた。

濠については次のような県の方針が説明された。濠はそのままの状態では美観を添えないばかりか、不潔、不衛生である。そのため遊亀橋の両側の濠は保存し、そこに清水を通じ、美観風致を添えるように相当の整備を行う。それを除く部分は一般の利用に供するために売却する。濠は埋め立てて売却するのではなく、現状のままでの売却を予定した。

これらの計画は 9 月から県会の協議会で検討されていた。その内容はある程度市民にも知られていた。

1926年11月5日の市会で濠の埋め立てに関して緊急動議があった。市会の意見として反対の決議を求めた。濠の保存は大切に、県の計画が確定してからでは遅いという意見が噴出し、異議なく意見書の提出が可決した⁵⁸⁾。主旨は濠の保存であり、中学校や県庁舎の移転新築に反対ではなかった。その財源は、市内唯一の史蹟を潰さず、他に財源を求めるべきという意見であった。

11月9日には市会から埋め立て反対に関する委員6名が知事を訪問して陳情した。知事は、埋め立てが市の繁栄や風致のためになり、また道路を拡張する計画もあり、むしろ市として歓迎してもらいたい、反対されるのは迷惑だと答えたという⁵⁹⁾。知事は、史蹟名勝の保存には賛同するが、それは程度問題であり、中学校の新築の必要性和それに伴う財源確保から理解を求めた。県会議

員たちは、財源の代替措置が示されない市会の意向を批判し、県庁舎の新築と濠の埋め立てにより新市街地が形成されることから市が発展するはずだと主張した。なお市長は市の発展と都市計画の立場から濠の払い下げに賛成していた⁶⁰⁾。

また市会は市立の商業学校や工芸学校への県費補助の復活も陳情していた。県との交渉では、この補助金と濠の埋め立てが交換条件として落ち着くのではないかと報じられている⁶¹⁾。市長はこの補助金の獲得を念頭に、県の埋め立て方針に賛意を示していたとみられる。

地元紙は社説として、市の玄関口である甲府駅前にある石垣と濠の歴史的環境の良さを評価するが、一方では玄関口近くに広大な土地を「不生産的」な濠に委ねることは時代遅れの感があり、商業地にするにも理があると主張していた⁶²⁾。

県会では、巷の噂として、県当局と市会の反対陳情委員との間で、舞鶴城公園の無償譲渡や、公園改良・維持費用として三万円の下付という条件で解決したのではないかと質問があった。それに対して知事は、代償的に約束するような交換条件は一切ないと答弁している。しかし後の甲府市会で明らかにされているように知事が3万円を提供するという約束で折り合っていた⁶³⁾。

また城址は甲府市の村松氏が個人の資格で寄付金を拠出し、公衆の用に供し保存したいという趣旨をもって払い下げを受けたものである。県有地だからと、県がそれを処分するのは道義上の問題があるのではないかと、その費用を中学校の建設費という教育面に充てることも問題である。また県有財産である不動産の売却は、県民の損失であり、けっして利益ではないと指摘された。

それに対し県当局者は、中学校は教育上の支障があり、新築の必要性があること、県財政の状況から他に費用の捻出ができないことが説明された。また城址の県有地化に関しては、村松氏が払い下げの費用を県に寄付したにすぎない。村松氏には非公式に濠の処分について意思を確認したところ、特に異議はなかったと説明し、濠の処分には支障がないと答弁している。

こうした審議の結果、原案通りに県庁舎等の建築にかかわる特別会計は可決され、濠の売却が決まった。

県当局者からは村松からは異議はなかったと説明があったが、その村松は濠の埋め立てに対しては否定的だった。県庁舎の移転新築には県財政の状況、県庁舎前庭の防災的有効性に加え、濠の売却による景観上の観点などから時期尚早であると吐露していた⁶⁴⁾。その文章は 1926 年 11 月 25 日付であり、県会での審議よりも前であった。特に濠に関しては、「珍重」すべきものであり、埋め立てた上に商店が並び、城内に県庁舎のような大建築物が出現することは、建築自然の法則からすれば不自然であると主張している。城址での県庁舎新築は、景勝地の保存に万全を期して慎重に熟議すべきと、「甲府城ニ因縁ヲ有スル」立場として意見を開陳していた。

濠の入札者は三名いたが予定値額に達せず、再入札でも達しなかった。そのため穴水氏と予定値額で締結し、県庁舎等敷地も随意契約で締結した。入札は低調であったが、こうして財源を確保した⁶⁵⁾。整備は進み、1928年に甲府中学校が移転、1929年に県庁舎、翌1930年に県議会議事堂が建てられた(図-5)。また1932年には機山館を改築し、県庁構内に山梨県教育会館として移築された。濠の埋め立て地の一部は宅地として商店が立地した。

8. 結論と考察

山梨県は明治初年から城址の借り受けや払い下げを政府に申し出ていた。主旨として城址の保存が謳われていたが、実質的には公共施設整備などの用地確保が目的であった。そして鉄道の開通を契機として府県連合共進会の会場として城址を利用するとともに、「公園」として借用することに成功した。その後も払い下げの

交渉を継続していたが、予算を確保できないため価格で折り合いがつかなかった。結局、甲府市内の篤志家の寄付に頼り、ようやく払い下げを受けることができた。

県は城址を公園にしたが、十分な管理ができる予算を確保しなかった。松の立ち枯れや濠の汚濁などが再三指摘された。昭和に入っても同様な状況だった。甲府市の小学校教育会が生徒向けに編纂した教材でも、「かくて壮大華麗をうたはれた甲府城も、遂に今見るやうなわびしい姿となつてしまった」「石垣上に繁つてみた松の巨木も枯果てゝしまった」などと表される始末だった⁶⁶⁾。

また県は甲府駅の開設に伴う城址の毀損を受け入れ、中学校と県庁舎の新築に際してはその財源確保のため濠を売却した。1932年、城址に武徳館が建設された時には自動車で寄れるように石垣を崩して車道の斜路が整備された。このように公園としての緑地整備や、城址としての風致の維持や保存に積極的ではなかった。むしろ濠への新たな架橋や城址での洋風建築の建設など、近代都市としての景観を加えていた。

一方、甲府市は一時公共施設用地として城址の払い下げを申し出たが、甲府市会は城址の一角に立地した駅の開設や県庁舎の建設に伴う濠の埋め立てに対して城址の保存を主張した。適切な管理がされていない城址の公園に対し1934年市会で「縣有舞鶴城公園ヲ本市ニ無償下附申請」の意見書提出が審議された⁶⁷⁾。しかし管理予算がないことから提出は見送られた。城址の保存を主張したが、自らが管理することは躊躇した。

近代の城址公園の整備や管理に積極的な姿勢がみられなかったことは、幕藩体制下からの風土にも影響されているとみられる。幕府直轄地であった甲府には勤番が赴任したが、勤番は定期的に交替するため、「皆永住の感念なく」、「城廓修補の工を起さんともせず、僅かに小補を施こし」ている状況だった⁶⁸⁾。こうした姿勢が近代にも連続しているとみられる。他の城下町のような絶対的な藩主という拠り所がなく、近代においても城を媒介とした精神的な求心性が乏しかったことが背景にあったといえよう。濠の埋め立てに際しては、甲府在住の元甲府城勤番の士族やその子孫が反対の声をあげ、陳情や請願を行い、縁故払い下げを受けて公園化しようとしたが一蹴されたという⁶⁹⁾。城址の史跡としての保存が世論の大勢にはならず、また大きな運動にもならなかった。

ただ公園としては甲府市街で多くの人々を収容する最も広い空地として利用された。府県連合共進会の後も、甲府勸業共進会(1918年)、山梨電気博覧会(1928年)などが開催された。このほか普選法案通過県民祝賀大会(1925年)、皇紀2600年の式典(1940年)などの全県レベルの大規模集会が開かれている。駅に近接し、県内からのアクセスの利便性は高かった。公衆に利用される空地としての公園は、近代化の舞台としての価値があった。

補注及び引用文献

- 1) 俵浩三(1985):中核都市における中央公園の歴史的格:造園雑誌48(5),264-269
- 2) 小坂立夫(1932):日本の城址公園:庭園と風景14(2)第14巻第2号,60-64
- 3) 小葉田亨(1935):舊城下町景観:地理論叢7,31-76
- 4) 田中正大(1974):日本の公園:鹿島出版会,47-56.白幡洋三郎(1995):近代都市公園史の研究:思文閣出版,178-182.
- 5) 丸山宏(1994):近代日本公園史の研究:思文閣出版,21-43
- 6) 柳五郎(1982):太政官制公園の研究:造園雑誌45(4),213-229
- 7) 日本公園百年史刊行会編(1978):日本公園百年史-総論・各論-:日本公園百年史刊行会
- 8) 佐々木邦博(1996):明治・大正期の長野県における公園設立の展開:信州大学農学部紀要33(1・2),41-49
- 9) 田畑貞寿,宮城俊作,内田和伸(1990):城跡の公園化と歴史的環境の整備:造園雑誌53(5),169-174
- 10) 高橋理喜男(1975):太政官公園の成立とその実態:造園雑誌38(4),2-8
- 11) 平成15年度日本造園学会全国大会分科会報告(2004):ランドスケープ近代化遺産を考える:ランドスケープ研究67(3),242
- 12) 野中勝利(2007):1873年の「廃城」と城址の公園化に関する研究:都市計画論文

集No.42-3,433-438

- 13) 公文類聚:第十四編・明治二十三年・巻之二十三・兵制門
- 14) 小林等(2006):松平家文書から見る若松城下町の事実-遠藤敏止顕彰碑の顕彰-:会津若松市史研究8,18-62
- 15) 佐々木孝文(2008):近代の鳥取城(1)明治維新から鳥取田家による再所有まで:鳥取城調査研究年報1,28-35.佐々木孝文(2010):近代の鳥取城(2)明治後期から昭和19年の鳥取市への寄贈まで:鳥取城調査研究年報3,33-42.佐々木孝文(2011):明治期廢城跡の公園化について-史跡の保存活用の前史として-:鳥取城調査研究年報4,27-33.
- 16) 「院省寮司往復」簿書懸,明治8年(山梨県行政文書,山梨県立図書館所蔵)
- 17) 甲府日々新聞,明治9年7月14日
- 18) 「山梨縣布達」明治9年(甲州文庫,山梨県立博物館所蔵)
- 19) (1939):明治天皇山梨縣御巡幸略記:山梨縣郷土保存聖徳顕彰會,8-13
- 20) (1940):明治天皇御巡幸記:山梨縣,117
- 21) (1900):甲府市會誌:甲府市役所,165
- 22) 明治三十年甲府市會議事録(6)
- 23) 明治三十年山梨通常縣會議事筆記(18):山梨縣會
- 24) 明治三十年山梨縣會決議録:山梨縣會
- 25) 自明治二十六年至明治三十年市會決議書:庶務係
- 26) 明治三十六年十一月十六日開會 全年全月二十二日閉會 山梨臨時縣會議事速記録 完:山梨縣會
- 27) 明治三十八年十一月二十五日開會 全年十二月二十四日閉會 山梨通常縣會議事速記録 完:山梨縣會
- 28) 明治三十六年十一月廿八日開 全年十二月廿七日閉 山梨通常縣會議事速記録:山梨縣會
- 29) 山梨日日新聞,明治37年9月15日
- 30) 山梨日日新聞,明治36年11月28日
- 31) 山梨日日新聞,明治37年3月29日
- 32) 山梨日日新聞,明治37年3月29日
- 33) 山梨日日新聞,明治37年2月27日
- 34) 山梨日日新聞,明治37年6月23日
- 35) 山梨日日新聞,明治37年6月24日
- 36) 山梨日日新聞,明治37年7月9日
- 37) 山梨日日新聞,明治37年12月3日
- 38) 山梨日日新聞,明治37年12月10日
- 39) 山梨日日新聞,明治37年7月14日
- 40) 山梨日日新聞,明治37年7月30日
- 41) 山梨日日新聞,明治37年10月15日
- 42) 明治三十七年山梨通常縣會議事速記録:山梨縣會
- 43) 明治三十八年十一月二十五日開會 全年十二月二十四日閉會 山梨通常縣會議事速記録 完:山梨縣會
- 44) 明治三十八年十一月二十五日開會 全年十二月二十四日閉會 山梨通常縣會議事速記録 完:山梨縣會
- 45) 明治三十八年十一月廿四日開會 全年十二月廿三日閉會 山梨通常縣會議事速記録 完:山梨縣會
- 46) 山梨縣議會事務局編(1973):山梨縣議會史2:山梨縣議會,222
- 47) 山梨日日新聞,大正元年11月15日
- 48) 明治四十年十一月廿一日開會 全年十二月二十四日閉會 山梨通常縣會議事速記録 完:山梨縣會
- 49) 明治四十二年山梨縣會議事速記録(7):山梨縣會
- 50) 大正三年山梨縣會議事速記録(4)(8):山梨縣會
- 51) 大正四年山梨縣會議事速記録(7)(13):山梨縣會
- 52) 大正三年山梨縣會議事速記録(4)(8):山梨縣會
- 53) 明治四十三年山梨縣會議事速記録(6)(10):山梨縣會
- 54) 山梨縣編(1962):山梨縣政七十年誌,12
- 55) 澁谷俊(1955):甲府城物語:琢美幼園園出版部,49-50
- 56) 大正六年山梨縣會決議録:山梨縣會
- 57) 大正十五年山梨縣會議事速記録(9)(10):山梨縣會
- 58) 峡中日報,大正15年11月6日.山梨日日新聞,大正15年11月6日.
- 59) 山梨日日新聞,大正15年11月10日
- 60) 峡中日報,大正15年11月10日
- 61) 峡中日報,大正15年11月11日
- 62) 山梨日日新聞,大正15年11月8日
- 63) 甲府市會々議録(18):昭和四年二ノ二會議録:甲府市議會事務局
- 64) 村松甚藏(1928):縣廳舎改築ニ関スル卑見:山梨縣勢批判:山梨縣評論社,135-138
- 65) 昭和二年山梨縣會議事速記録(13)(15):山梨縣會
- 66) 甲府市教育會編(1938):甲府郷土讀本上巻:甲府市教育會,12-17
- 67) 甲府市會々議録(2):昭和九年市會會議録:庶務課議事係
- 68) 山梨日日新聞,明治36年6月13日
- 69) 前掲:甲府城物語,58-60